

函館市監査公表第30号

函館市長から、平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 経 商

平成 2 8 年 9 月 5 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成 2 7 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 8 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
経済部 商業振興課 港湾空港部 港湾空港 振興課	<p>函館空港ビルデング株式会社</p> <p>空港の民営化に係わっては、函館空港を含む道内複数空港の一括民営化（バンドリング）が示されているが、函館空港は地域の特性を活かし、地域が主体性を持って運営することが望ましい。</p> <p>単独運営の可能性やバンドリングにより委託される会社の経営に空港ビルデングが携わるにはどのような方法があるかなど、「函館空港民営化に関する有識者懇談会（仮称）」を早急に設置し、あらゆる可能性を追求する必要がある。</p> <p>また、懇談会開催経費に空港ビルデングからの出資配当金を活用することや民営化以降に伴う経費（新たな民間への出資など）には、民営化時の株式売却代金の活用を検討する必要がある。</p>	96	<p>道内空港の民営化については、函館空港を含む国管理空港（新千歳、稚内、釧路）は、2020年の民営化を目指しており、また、市管理空港の旭川、帯広などの道内複数空港の一括民営化の議論がされているところである。</p> <p>函館空港の民営化においては、市、商工会議所、空港ビルデングで、4月に1回目の三者会談を開催し、民営化を進める方向で一致したほか、地域の特性を活かした運営となるよう要望等の整理を行うことを確認したところであり、また、2回目の三者会談においては、地元の要望（航空ネットワークの充実強化、雇用の承継、地元との連携・協力する運営など）を取りまとめ、7月には国と地方の協議の場（北海道における空港経営改革に関する協議会）において要望したところである。</p> <p>今後においても、引き続き国や北海道のスケジュールに沿って対応し、適宜、三者会談を開催してまいりたいと考えている。</p> <p>なお、民営化時における空港ビルの譲渡手法（株式譲渡または資産譲渡）については、国が策定する基本方針等に盛り込まれる予定であることから、新たな出資の検討も含めて国や北海道と協議してまいりたい。</p>
経済部 商業振興課	<p>函館サイロ(株)</p> <p>設立当初に比べ官が果たす役割も変化していると思われる。</p> <p>また、市の財政も厳しいことから、出資の払い戻しまたは株式譲渡の検討が必要である。</p>	103	<p>函館サイロ(株)については、これまでも本市の経済と港湾の振興に寄与してきているとともに、小麦輸入方法の変更への対応や道産小麦取扱量の増加により、経営状況も近年ようやく安定の兆しを見せており、過去3回にわたり5年ごとの株主配当を出しているところである。</p> <p>このようななか、創業以来40年を経過し老朽化した機器の更新や設備投資への備えなど、経営状況に大きな影響を与える要素もあることから、市としては、同社が果たしている地域経済と港湾の振興という役割を今後も継続させるため、当面の間、出資者として経営状況の推移を見定め、同社の経営に一定の関与を続けるべきであると考えている。</p>